

和製砂糖開産史の研究 : 池上幸豊の製糖法伝法を中心に

著者	仙石 鶴義
出版者	法政大学史学会
雑誌名	法政史学
巻	43
ページ	78-97
発行年	1991-03-24
URL	http://doi.org/10.15002/00011104

和製砂糖開産史の研究

——池上幸豊の製糖法伝法を中心に——

はじめに

砂糖はもともとわが国では生産されず中国などからもたらされたものを主に薬種として用いてきたが、⁽¹⁾中世には菓子類などの調味料として普及するようになり、⁽²⁾近世にはオランダ・中国などの貿易船によって多量に輸入され、高利益をあげ得る交易品であった。⁽³⁾

ところが、一七世紀後半頃から幕府の財政事情が悪化するようになる、幕府要路の人々や経済学者などの間で長崎貿易で支払うわが国正貨の海外流失を抑制することが政策課題となり、貿易の縮小制限論や海外産品の国産化を促す機運が起る中で、砂糖についても原料である甘蔗を国内に栽培し製糖事業を興す必要性を唱える人々がいた。

仙石鶴義

まず、宮崎安貞は元禄一〇年(一六九七)に刊行した『農業全書』で、砂糖は「常に人家に用ゆる物なる故に本邦の貴賤財を費す事甚し、是を種る事よく其法を伝え(中略)若其術を尽して世上に多く作らば、みだりに我國の財を外国へ費しとられざる一つの助となるべし」と唱え、しかも「是を諸国に広く作る事は、国郡の主にあらずば速やかに行はれがたるべし」と、正貨の海外流失抑制策として幕藩領主の主導による砂糖国産化をはかる必要性を説いている。⁽⁴⁾

また、六〇七代將軍のもとで幕府の政策立案の中樞を担っていた新井白石は、正徳五年(一七一五)近衛基熙に宛てた書簡で、「毎年海外南地より砂糖の渡り来り候、もとより下直の物に候へども、我國の貨をその代として渡し候事も、年を積み候へはおひたしく、つゝには六十余州通

行の貨を減し候事に候」と、輸入砂糖に支払うわが国正貨の海外流失を憂い、その対応として砂糖の原料である甘蔗について、中国での栽培地と比較して「我国と大かた日道の相さり候事は同じほとのことと存じ候、然らば我国とても薩日土紀駿の州の地にうへつけ候は、必ず繁衍し候事、たとへは木綿煙草の南物のことくなるへく候」と栽培の可能性を見通したうえで、薩摩藩島津家と密接な関係にあった近衛基熙に対して「蔗根のことにおゐては、薩州へ御申あそばされ候は、必らず来り候へき事に候、御別業にもうへつけられ、御試も被遊ましく候歎、某へもわかち被下候は、相州の知行所に暖地有之候に、うへ試みたく候」といい、すでに琉球において黒砂糖を生産していた薩摩藩から甘蔗苗を譲り受け、基熙にも試植をすすめ、自らも相模国の知行地に試植を希望していることを伝えている。⁽⁵⁾

ちなみに、長崎貿易を通じて輸入された出島糖あるいは唐紅毛糖と呼ばれる砂糖は、寛永以後正徳年間までは年間三五〇万斤、正徳以後は四三〇万斤に制限されていたが、例えば寛永一八年（一六四一）の中国船による輸入量は五七五万五〇〇斤、正徳元年の中国・オランダ两国船による輸入量は五八六万二〇六〇斤であり、いづれも制限量をはるかに超過していた。⁽⁶⁾このため白石をはじめとする幕府要

路の人々にとつては、長崎貿易に費す正貨の海外流失抑制策の一環として砂糖の国産化事業を興すことが殖産政策の大きな課題になっていたのである。

このような情況のもとで、砂糖の国産化をはかる必要性は享保改革期に徳川吉宗にも認識され、享保一一年（一七二六）から幕府の殖産興業策の一環として具体的に摸索・試行されるようになった。

この経緯は、吉宗の小姓役を勤めた磯野政武が著わした「仰高録」によると、吉宗は同年八月「甘蔗栽培法を普く諸国に尋ぬ。此の時厦門の船頭李大衡来て長崎に在り。命じて製糖法を録進せしめ」たとある。⁽⁷⁾また「有徳院御実紀」によると、「砂糖も今は日用欠き難き物と成れば、唐土より来るを待たず、我國の産をこそ用ゆべけれどて甘蔗栽培の法を普く尋ね給ひしに享保十二年松平大隅守継豊が家人落合孫右衛門と云ふもの薩摩国より出て来れり。培植の事をも委しく申しければ、其の教を受けしめ、浜の御庭にて作らしめ給ひ、又駿河長崎等の地にも植へられ、延享のはじめには、専らこの事を沙汰し給ひ、深見新兵衛有隣等に仰下されて、天工開物をはじめ府志、県志等諸書より考へ集められ、又長崎に来りし唐商李大衡、游竜順等にも問はしめられしかば、各製造の事を書いて上れり。吹上御庭の

下吏岡田丈助某と云へるは、心利きたるものにて、稍製造に熟せり。小姓磯野丹波守政武も仰を請て、吹上に到り火候等試みし事もあり。しかもその頃は土性に応ぜざるにや唐土の如く多くは出来難かりしかど、寛政の始に至りては諸国共に多く作り出し、唐よりも盛んに行はれ大師河原などの地にては、冰糖をさへ容易に製することとなりしも、全くこの御時の御心の捷の漸く表はれけるにこそありあれ」と記されている。このように享保一年に着手された砂糖の国産化は寛政期には各地に普及したという。

ところで、この砂糖国産化事業は前述のように幕府の主導によって着手されたが、その後幕府の殖産興業策と密着しながら実際に甘蔗栽培法・製糖法の試行を繰り返し、これらの伝法・普及に尽力した人物が武蔵国橋樹郡大師河原村の名主役を勤めた池上太郎左衛門幸豊である。

池上幸豊は、享保三年大師河原村に生まれ、一二歳のとき父幸定の跡を継ぎ同村名主役を世襲し、元文二年(一七三七)から成島信遍(道筑)に師事し経世の術と殖産興業に基づく国益思想を学び、延享三年(一七四六)から宝暦一年(一七六一)にかけて、多摩川河口の海辺部の新田開発を幕府に献策し、ついに池上新田を開いている。彼はこの事業の一段落した宝暦一年から本格的な製糖事業に取

り組みはじめ、寛政一〇年(一七九八)に没するまで、甘蔗栽培・製糖技術の改良と伝法・普及、製糖人口の育成と拡大をはかり、国産砂糖(以下、輸入砂糖に対して和製砂糖という)の流通機構の確立をはかるため砂糖座の設置を幕府にはたらきかけるなど、和製砂糖の盛業化に尽力して「和製砂糖の元祖」たる地位を築いた人物である。

そこで本稿では、池上幸豊が実践した砂糖国産化事業の展開と甘蔗栽培・製糖技術の伝法・普及に果たした役割について検討しておくたい。

一 池上幸豊と和製砂糖の開産

磯野政武の著した「仰高録」によると、享保一二年幕府は琉球より取り寄せ、浜および吹上御苑に試植した甘蔗を武蔵国葛飾郡砂村新田・橋樹郡大師河原村等へ移植したという記事がある。⁽¹⁾ここに記された大師河原村とは池上幸豊の居村であり、このときの同村名主役は父幸定である。

幸豊が認めた「和製砂糖一件御用相勤来候由緒書」によると、池上家が糖業とかわるようになった時期は、「砂糖製法心掛ヶ候は享保之度異国より甘蔗苗御取寄、武蔵国新田へ御植付御座候節、御小納戸御頭取磯野丹波守様御取扱ヲ以、植付方御掛り御代官川崎平右衛門様より右苗六根頂

載仕」とあり、享保年中のこととしている。⁽¹²⁾

ところが、右の記事に「御代官川崎平右衛門様より右苗六根頂載仕」とあるが、川崎平右衛門が代官に登用された時期は宝暦四年（一七五四）七月であり、池上家が享保年中に甘蔗苗を入手できたかどうか疑問である。「仰高録」に記されているように大師河原村に移植した苗を、池上家が管理を委ねられていたとしても同家が砂糖国産化のため甘蔗栽培に本格的事業に取り組みまでにはなっていなかったと考えられる。

池上家が砂糖国産化事業にかかわるようになったのは幸豊のときである。その時期は前述の由緒書をはじめ多くの池上家文書では享保年中からとしているが、これは幕府の砂糖国産化事業の始まりと呼応させるための意図的な記述であろう。

すなわち、明和六年（一七六九）の由緒書の下書では、初めに「廿三年以前延享三寅年始而蔗種ヲ得」と書かれた箇所を抹消し、「三十年以前享保年中始而蔗種ヲ得」と書き改めている。また、明和六年に幕府勘定所に願ひ出た廻村願の写しの文中に「私儀砂糖製法心掛ケ候は、凡式拾ヶ年以前延享年中より之儀ニ而御座候」とあり、さらに「砂糖製法勘弁」にも「延享五辰年製法之秘事肥前国長崎」

伝、其後日向国日高氏を養、又長崎小曾根氏養子活州ヲ養、是製法ヲ可問タメ也」とある。

これらの記述から幸豊が甘蔗を入手し得た時期は延享三年であり、この直後から製糖法の修得に努めるようになったのである。しかし、この段階ではいまだ幕府の砂糖国産化事業に即応したものではなかった。

幸豊が幕府の砂糖国産化事業と直接的にかかわるようになったのは宝暦一年に田村元雄に出会ってからである。

すなわち、延享年間から一七七年間の歳月をかけて中国の『天工開物』等をもとに製糖法を編み出した田村元雄は、宝暦一年手製の砂糖を勘定奉行一色政沅に検分を受けていた。この砂糖のできばえの良さに勘定所では幕府で植付していた甘蔗を同人に分与し「当冬製作致売出候様ニ」申し伝えた。ところが、元雄自身は「医業之身ニ而売広メ之事難致候間、外々之者江伝法致、世上ニ弘候様致候」と辞退し、彼の代りに普及役を勤めさせる人物として「大師河原村池上太郎左衛門と申百姓年来砂糖之儀を心掛ケ、蔗をも植置、年々少々ツ、手製致候由ニ御座候得共、少々之儀ニ而寢と砂糖ニ者成兼候様子ニ奉存候、乍去年来心掛ケ申者ニ御座候間、為申聞候ハム出精も可致哉と申上候」と池上幸豊を推薦し、同年五月同人を自宅に招きその旨を伝えて

いる。その際、元雄は和製砂糖の生産普及に対する幕府の趣旨について、「御公儀ニ而製作被仰付候而者御入用掛、売払之直段ニ御見合候而ハ引合不申候ニ付、是ニ而ハ世上ニ弘リ可申様無御座候間、下ニ而製作被仰付、右入用と売払之直段御引合せ御様被遊度との御儀と存候、其上ニ而世上江弘リ候様ニ被遊度思召」と伝えたるうえ、普及役を引き受けるように説得している。

ここで注目すべきは、幕府が自ら和製砂糖を製造し販売しても負担が大きく収益をあげ得る見込みがないため、和製砂糖の製造普及を在野における殖産家の努力に委ねていることである。

これに対して幸豊は、延享三年に出願した大師河原・大島両村地先の海辺約一〇〇町歩の新田開発計画が宝暦三年に規模を一五町歩に縮小してようやく許可され、同九年に竣工したばかりで、池上新田として同一二年に検地を受けなければならなかった時期に、「我等儀新田開発願願申上閑暇無之候得共、為御為被仰付候事ニ候ハ、御奉公筋と奉存候間、少々も製作可仕候」と和製砂糖の製造に関与する意志を示している。しかし、これは「拙者方々相望候而願申事ニ而者無御座候、新田開発ニ懸り合居ながら又外事ニ手ヲ出シ申様ニも被為思召候而ハ迷惑仕候」と、自らの

事業的野心によるものではないことを主張したうえで、彼が延享年間から甘蔗の試植を行ってきた理由について、「蔗ハ海浜ニ宜物と承候ニ付、海浜新田を心掛申身ニ者一方助ニも相成、又一ニ者其頃御公儀様ニ而植付等被仰付候様子も及承申候ニ付、若土地相応致宜も出来致候ハ、御奉公筋ニも可相成、御恩沢を少シハ報申事もやと存不絶心掛申候事ニ御座候」と述べ、「此度被仰付ニ而可有之候ハ、多年之存念相叶候事と難有奉存候」と田村元雄の説得を受け入れ、次のような請書を差出している。

口上認書

甘蔗草之儀、海辺之土地ニ宜物と承伝候ニ付、拙者儀海中新田開発之心掛御座候間、数年来少々ツム植付手製仕候得共、元来種少御座候ニ付心低ニ不仕候間、猶又貴殿御相伝を請白黒砂糖和製之所相仕立申度候、此上御手筋も御座候而御上之御甘蔗苗頂載之儀御願も被下候ハ、此上も無御座冥加至極難有可奉存候、尤植付之儀ハ海辺ニ古田新田共ニ所持仕候間、近年之内手広ニ相仕立申度願ニ御座候、以上

宝暦十一巳年五月

武州橋樹郡大師河原村

百姓

太郎左衛門

田村元雄殿

この結果、幸豊は田村元雄から製糖法の伝授を受け、幕府所有の甘蔗苗を分与してもらうことを条件に和製砂糖の開産に参画することになり、同年一〇月に田村元雄の仲介により勘定所から葛飾郡砂村新田に植付けていた甘蔗根株

二五株、同茎一〇〇本、翌月には浜御殿園中に植付けていた根株二二株、茎一七五本を分与された。この根株と茎は翌年春大師河原村に植付けたが、寒気が強く、植付け場所が湿地がちであったため大半を腐らしてしまった。そのため幸豊は幕府から与えられた甘蔗の栽培について「又々腐候而へ御大切之御種を鈍末ニ仕候様ニ相成申候間、外ニ望候人も可有之候ハ、先当年ハ外江譲り申度」と消極的になり、田村元雄に辞退の意向を伝えている。しかし、翌一二年一〇月、田村元雄は幸豊に対して「たとひ腐れ候とも御頂戴可被成候、皆腐れ申とも其元の御不調法ニハ少も相成不申候」と説得し、浜御殿園中に植付けていた根株八〇〇株を与えて、甘蔗栽培を継続させている。

ところで、幸豊が甘蔗栽培に消極的になった背景は、甘蔗栽培の技術が、いまだ試植の域を出ず、製糖の将来性に不安をもっていったことや、同時期に池上新田をはじめ海辺新田の開発に意欲的であった幸豊にとって甘蔗栽培に成功すればその利益を新田開発資金に充当し得るであろうという

思惑が期待外れになったことがかなり影響していると推測される。

しかし、幸豊はその後甘蔗栽培と製糖技術の修得に努めていたが、本格的な事業意欲を持つようになったのは明和二年（一七六五）江戸芝永井町の町医師河野三秀が製糖法を編み出したことを知り、彼を自宅に招き製法を論談し、黒・白砂糖の試製に成功してからであった。

同年一月、河野三秀は江戸町奉行所に次のような願書を差出している。

乍恐以書付奉願上候

一、芝永井町家主利兵衛店河野三秀申上候、私儀多年相心掛ケ甘蔗作り方并白砂糖製造致候、去申年中ノ製造仕、又候当年製造仕候処、一段宜出来仕候、尤天工開物・農政全書・本草綱目等ニハ初黒砂糖ニ仕、右黒砂糖を白砂糖ニ仕候様ニ相見候得共、私製造ハ右之致方ニ而無御座最初ノ白砂糖ニ製造仕候、尤黒砂糖も出来仕候得共、是又右之書物之通ニハ出来不仕候、右兩様共ニ製造被為仰付被下置候様奉願上候、勿論甘蔗植付之義ハ諸国相応之地面御座候間、右之畑江植付方并白砂糖・黒砂糖兩種共製方致伝授、右出来仕砂糖相對売不仕、私江和製砂糖座被為仰付被下置候ハ、難有奉

存候、然ル上ハ御運上之義被為仰付次第差上可申候
(後略)

この願書を提出した河野三秀の出自や製糖法の開発に携った経緯は明らかでないが、彼の製糖法は田村元雄の製糖法より秀れていたようである。彼はこの技術的な裏付けのもとに甘蔗栽培と製糖法の伝法をはかり、製造された和製砂糖は製糖人が「相対売」をせず、河野三秀名儀で設置する和製砂糖座で売買できるように町奉行所へ官許を願ひ出したものである。官許のあかつきには幕府に運上金を上納することとしている。

一方、幸豊は河野三秀の製糖法と和製砂糖座構想について翌一二月伊奈半左衛門役所へ次のような願書を差出している。

(前略) 私儀五年以前巳年甘蔗種被下置候節、於御奉行所被仰渡候ハ、出精作立砂糖製造仕出来次第御訴申上候様ニと被仰渡候ニ付、年々手製仕田村老迄指出し候得共、是又誠之砂糖ニハ出来不仕候、然ル所ニ

江戸芝永井町家主利兵衛店

医師 河野三秀

右之者当年不斗参会仕、糖製之儀論談仕候処、甘蔗之作方製方功名之由ニ御座候間、当霜月上旬私方江相

招、当年私方ニ而作候甘蔗を以製造為仕、始終共ニ付居見届ケ申候、黑白砂糖二種共ニ無相違出来仕候ニ付、右二品奉入御覽候、(中略) 右三秀伝法之通ニ仕候得ハ、当時売買之砂糖直段ニ引合せ申候而利分も可有御座積ニ相見ヘ申候、(中略) 三秀願之趣ハ、諸国ニ而相応之土地を見立可申上候間甘蔗植付被為仰付、製法等之儀ハ三秀方ハ相伝仕和製砂糖白黒共ニ沢山ニ出来致候様ニ仕御国益ニ仕度旨を申候、尤其節ニ至候ハ、右伝法之者共製造之砂糖相対売不仕、三秀儀和製砂糖座ニ被為仰付被下置候様ニと奉願候、左候ハ相応之御運上も上納仕候様ニ仕度旨奉願候、(中略) 私儀ハ先達而甘蔗種頂載仕、其上此度私方ニ而製造為仕相様シ白黒砂糖無相違出来仕候ニ付、御国益之儀と奉存御訴申上候(後略)

つまりこの願書によると、幸豊は河野三秀を自宅に招き砂糖の製造を行わせたところ間違はなく白・黒砂糖二種ができた。この結果、田村流の製法では「誠之砂糖」になりがたいのに対して、河野流の製法ではできあがった砂糖は売買にも引き合い利益をあげ得て成業化の可能なことを訴え、これを諸国に拡布するには相応の土地を見立てて甘蔗を植付けさせ、製糖技術は河野流の製法を伝法し、できあ

がった砂糖は河野三秀名儀の和製砂糖座で一手に販売できるように官許することを具申している。

ところが、前記のような具申をしている幸豊にとって、心底は必ずしも河野三秀の製糖事業構想を積極的に援助するつもりではなかったようである。

つまり明和三年正月、幸豊が田沼意次の家臣井上寛司に宛てた「存寄書」によると、三秀は「逸徹成気性之者ニ御座候而、見合罷在候儀をもとかしく奉存町奉行所江三秀願書差上」げたが、「製法之仕方無造作」であり、和製砂糖座も「甘蔗生立砂糖製法出来已後売買仕候節之儀ニ御座候、右願之義を甘蔗少ク御座候而ハ御益ニ不相成」と訴え、当面は甘蔗の増殖をはかるべきことを主張している。

両者の間にどのようないきさつがあったか明らかでないが、幸豊はこの「存寄書」の中で「私儀數年来甘蔗植付仕方肥之仕方種子之圃様等之儀も種々仕試覚申候ニ付、甘蔗ニ相応可仕土地ヲ見立植立候而、利潤御座候儀ヲ百姓共得と為申聞、山野之空地或ハ川除堤又ハ畑廻リ抔田地ニ不障可然場所江ハ百姓共出精次第ニ為植付」、「植付之仕方手入等之儀ハ私覚有之儀ニ御座候間、所々相廻指南仕、利害為申聞、得心之者江ハ甘蔗沢山ニ仕立させ、百姓利潤之程をも能程ニ勘弁仕、製法之儀も油断不仕、運上指上候儀も指

滞不申様取計、私御奉公筋ニ仕度」と述べ、河野三秀を差し越して自ら甘蔗増殖・製糖技術の伝法・普及を担いたき旨を表明している。

幸豊のこのような意欲は翌月勘定所の「甘蔗ニ相応之土地ヲ見立、山野空地或ハ堤等ハ植付サセ可申由ヲ申候、いづれの場所ヲ見立候哉、何方廻村可仕存寄ニ候哉」という尋問に対して、「私所持仕候苗ヲ以橋樹郡之内川崎領・稲毛領村々江植付サセ候積リ、右苗村々ニ而請取植付等之節私指南ヲ請ケ候様ニ被仰渡被下、其節ハ廻村仕指図可仕覚悟ニ御座候、苗沢山ニモ相成候上ニハ相応之土地ヲも見立可申上候」と答え、居村近辺の橋樹郡川崎・稲毛両領の村から甘蔗栽培指南を行う意向を示している。

そして幸豊はまもなく居村近辺の村々への甘蔗栽培を実施するため勘定所に願書を出している。これを受けた勘定所では早速伊奈郡代役所を通じて川崎・稲毛・神奈川三カ領の村々に甘蔗植付けの意向を質すと、川崎領では一宿二カ村、稲毛領では一九カ村、神奈川領では二宿一カ村から植付け希望の請書が出されたので三月二日に幸豊の願いを認め、四月に植付け指南に取りかかっている。この年の成果は「雨湿気故ニ哉過半腐候」という有様で、植付け甘蔗苗四五二株に対して実際に芽立ちしたのは四三株

(九・五%)に過ぎなかったが、幸豊にとっては具体的な甘蔗栽培伝法の第一歩であった。

また、三月には、幸豊は「甘蔗植付之積立」という甘蔗増殖仕法を立案し、田沼意次の内覧を経て勘定所に差出している。この仕法は初年度に二〇〇〇本の甘蔗苗を用意し、これを「老株ニ付五本立」に植付けると収穫時には一万本となる。これを一本当り永三文で買い取り、九〇〇〇本は種苗に用い置き、残り一〇〇〇本を製糖用に当てればおよそ二〇〇斤の砂糖ができると見込み、二年目には、初年の根株を二分割して四〇〇〇株に殖やし、さらに前年に用いた茎を一本当たり二本にして植付けると収穫時には一一万本となる。これを前年同様に買い取り、一〇万本を翌年の種苗に用意し、一万本を製糖用に当てれば二〇〇斤の砂糖を製造できると見込み、三年目には、前年と同様の仕法で種苗を殖して植付けると一二万本の収穫となり、全部製糖用に当てれば二万四〇〇〇斤の砂糖ができ、白砂糖一斤につき代銀一匁五分、黒砂糖一斤につき代銀一匁で売り捌けば平均六〇〇両の売上げとなる。これから初年から三年目までの道具代・製法場家作料・燃料代等の経費一六八両、甘蔗買い取り代金四〇二両を差し引くと三〇両の利益を見込める。四年目以後は前年の根株を二分割して植

付け、収穫した甘蔗を全部製糖用に当てるならば、一〇年目には種苗約一二億五〇〇万本、収穫する甘蔗六億四六四万本となる。甘蔗茎一〇〇〇本当たり白・黒砂糖平均二〇斤製造できれば約一億二五〇万斤の砂糖となり、売上げは三一万二〇〇両を見込め、相当の運上金(幸豊の計画では一〇〇両につき五両の割合)を上納できるとしている。

また、幸豊は一〇月に二五本の甘蔗を用いて製造した砂糖を勘定所に上納した際に、これに基づく「砂糖和製凡積」という見積書を提出して、農民が製糖を行う場合十分採算の合うものであることを具申し、さらに十一月一八日には、田沼意次の仲介で御書院の庭において砂糖の試製を行い、この結果をもとに「砂糖製法之儀」という見積書を立案して提出し、改めて農民にとって渡世の助成となり和製砂糖の開産・普及が可能なることを具申ししている。

この甘蔗増殖仕法を実行するための製糖人口の拡大については、同年一二月勘定所に当面の計画として「砂糖製法望候者有之候ハ、名前書付御役所へ奉指上候様ニ仕、老入前甘蔗種乃至拾本宛も被下置候様ニ仕度奉存候、右伝授之者凡五百人も御座候ハ、種五千本ニ而行渡リ申候、此旨御公儀様御余計之御種被下置候様仕度奉存候、若又右員数難被下置候儀ニ御座候ハ、最初ニ而三四人宛も組合拾

本宛も被下置候様仕度奉存候」と、製糖希望者に公儀種苗の分与を願ひ出ている。これに伴う甘蔗栽培の技術指導については、幸豊自身が「御触流等も被成下候上ニ而ハ、たとひ遠国ニ御座候共、相望候者多人数有之候ハ、私罷越委細伝法仕候」と願ひ出で、本格的な甘蔗増殖と製糖技術の伝法に努める決意を披瀝している。

幸豊が明和三年に本格的に和製砂糖の開産と伝法・普及に取り組む決意をした背景には、まず河野三秀の製糖法を修得して将来的な成業化に見通しが立ったことである。また、彼自身新田開発に意欲を持っていて、「砂糖沢山ニ出来為仕度奉願趣意ハ、御公儀御入用不相懸、山野河海何国ニ而も御新田開発出来之ためニ仕度心付」と述べているように、製糖による収益を各地の新田開発の普請料に充当する意図があった。そのうえで「蔗ハ海浜ニ宜物と承候ニ付、海浜新田を心掛申身ニハ一方助ニも相成」るので、甘蔗は手入れをよくすれば「畑老反歩ニ蔗老万本程も出来仕候ニ付、老本之代永三分ニ仕候而も金三兩程ニ者罷成候由ニ御座候、肥代を引候而も手間代程者御座候物」であり、「秋之末ニ苜出シ瓜・茄子ヲ駅場へ持出売候様成義ニ罷成、百姓共渡世之扶ケニ罷成義と奉存候」というように、商品作物としての価値を認識していたことがあげられる。

和製砂糖開産史の研究(仙石)

さらに、幸豊は宝暦一年に田村元雄の製糖法の普及役として推薦されていたが、彼の立案した甘蔗増殖仕法などの計画が田村元雄が親しくしていた田沼意次の内覧を経て勘定所へ提出していることから推測すれば、幸豊の決意の背後には田沼意次の政策的な意向がはたらいっていたとも考えられる。

以上述べてきたように、延享三年に甘蔗苗を入手以来製糖法の修得に努め、宝暦一年田村元雄の製糖法の伝授を受け和製砂糖開産の普及役を勤めることになった幸豊は、明和二年河野三秀の製糖法を修得することによって、翌三年から幕府の和製砂糖開産・普及政策を在野において推進する役割を担うことになった。

二 池上幸豊と製糖法の伝法

池上幸豊にとって明和三年は前述のように和製砂糖の開産と普及に本格的に取り組むようになった二期であった。

その後、明和四年に一万五〇〇〇本余の甘蔗を囲い置くまでになった幸豊は、いよいよ全国的な甘蔗栽培法と製糖法の伝法を実行する計画を立て、明和五年三月に勘定所へ次のような廻村伝法願いを提出している。

(前略)

一、和製砂糖伝法之儀、諸国一円ニ被仰渡無之候而、事狭相成、随而ハ御国益も少御座候ニ付、御料所之分不残砂糖製法為伝授相廻候趣、相對を以謝礼金壹人前金三歩宛差出候外何ニ而も入用不相懸趣共得心ニ而伝法望候ものハ、其所御支配ノ江名前書出、夫より地方御役所へ御取揃之上私へ被仰渡、伝法之儀ハ右名前書を以其最寄へ罷越、伝法人拾人余宛も相揃置、製法之儀一子之外他江相伝任數旨証文取候上伝授任、謝礼金請取可申候、尤去年作立候甘蔗并浜御庭之甘蔗被下置候分とも壹万五千本余揃置候間、伝法之儀并種甘蔗渡方等之儀左之通御座候、勿論私壹人ニ而手廻兼候ハ、伝法人之内慥成者を差遣伝法為仕候様ニも仕度は又奉申上候

伝法人數凡千人ニ而種ニ可相渡分

一、甘蔗壹万本程 但、壹人ニ付拾本ツ、右同断製法之分

一、同三千本程

是者製法伝法望人拾人程ツ、最寄へ集、甘蔗三拾本程ツ、差出黑白砂糖製法、右望之者共ニも手製為仕無残所相伝可仕候

右渡方製法之分共甘蔗壹万三千本程之内、製法之分

ハ私持參可仕候得共、種ニ相渡候分望之者名前相知次第在所迄地方御役所御送り状を以差遣候積り、右取方之儀ハ私引請相勤、運送賃錢之儀者謝礼金之内ノ請取候様仕度奉存候

一、謝礼金之儀、相伝人數千人ニ而金七百兩余ニも相成候間、右金子ハ地方御役所江相納、外貸附金同様ニ仕在方江御貸附被成下、右利分ハ新田開発可致者江御吟味之上新田為普請料無利足ニ御貸渡被下候ハ、出来兼候新田も容易ニ出来仕、御益ニ相成可申儀奉存候

一、謝礼金請取候儀、伝法人千人有之金七百兩余ニも相成候事ニ而、私旅中持參仕候儀無覺東奉存候間、場所ニ而請取候上其村役人江預置、御年貢金納候節其支配御役所江相納、夫ハ地方御役所江御達御座候様仕度候、併大坂御金藏納等ニ相成候村有之私方江於場所請取掃着之節相納候様仕度候、尤金子預書付正金共一同勘定仕候上、右金子之内ハ私場所勤日數を以木錢・米代・筆墨・紙代并甘蔗附送駄賃錢帳面を以御渡被下、且又望之者江相渡候種甘蔗運送賃錢之分ハ其時々右金子之内ノ請取申度奉存候

一、江戸・京・大坂三ヶ津町人之内ニも砂糖製法望候

者有之候ハ、甘蔗ハ私持参仕和製砂糖伝法仕、諸事在方村々同様取計候様仕度奉存候

一、私儀五年以前申ノ年、一色安芸守様御懸リニ而所新田為見立被差遣候節馬疋・人足疋人被下置候、此度砂糖製法被仰付候ハ、右諸道具も持参仕、殊遠国迄も罷越候儀ニ付、人足疋人相増被下置候様仕度奉願候(後略)

この願書の要点は次のとおりである。

(一) 伝法は諸国の幕府直轄領一円に行うことを目標にして当面千人の製糖希望者を募り代官所に届け出させ、代官所では名前書を作成して地方役所(関東郡代役所)に提出し、地方役所はこれを幸豊に引き渡す。

(二) 幸豊は名前書をもとに製糖希望者の最寄地に廻村して伝法する。このとき製糖用の甘蔗は幸豊が持参し、種苗は地方役所の送付状をつけて幸豊が在所へ駆送する。

(三) 製糖法の伝法を受ける者には、一子の外他に相伝しない旨の証文を提出させ(明和三年二月の立案では伝法を受けた者のみに製糖を許し、他への相伝は禁止)、謝礼金三分を納付させる(同じく明和三年二月の立案では金二両である)。

(四) 謝礼金は一旦地方役所へ納めたらうえ在方に貸付け、そ

の利息は新田開発を行う者へ普請料として無利息で貸付ける。

(五) 伝法中に受け取った謝礼金の処理は、その所の村役人に預け置き、年貢納入時に代官所を経由して地方役所に納めさせる。

(六) 幸豊の勤務日数に応じた木銭・米代・筆墨紙代・甘蔗付け送り駄賃銭などの経費は伝法終了後精算するが、甘蔗苗の運送賃銭はその時々謝礼金の内より受け取る。

(七) 関東郡代役所の支配外の江戸・京・大坂の製糖希望者にも在方と同様に伝法する。

(八) 伝法中には幸豊に馬一疋と人足二人を与える。

このような廻村伝法願に対して勘定所では同月中に、謝礼金を金二分に引き下げ、その使途は廻村伝法入用にのみ引き当てることを決め、その他は幸豊の願いを聞き届け、まず江戸・武蔵・相模・下総・上総・安房・常陸・上野・下野・伊豆・甲斐・陸奥・出羽諸国の幕府直轄領を支配する代官所と預所へ製糖希望者を募るため次のような触流しを行っている。

(前略) 此度伊奈備前守支配所武州橘樹郡大師河原村百姓太郎左衛門砂糖製法心懸居候ニ付、右伝法諸国へ相弘メ度之旨相願候ニ付、松右近将監殿江申達、先関

東筋・江戸町方望候者へ相伝いたし候積り御下知相濟候ニ付、左之国々御料所村々江も相触、望候者名前備前守地方所へ差出、其上ニ而太郎左衛門其場所江廻り伝法いたし、為謝礼金二分ツゝ伝授請候もの御代官所・御預所江取立備前守地方役所へ可被相納候

武藏・相模 上野 下野 安房 上総

下総 常陸 甲斐 伊豆 陸奥 出羽

右国々御代官所・御預所之相望候もの名前備前守地方役所江差出、其段御勘定所江も可被相届候（後略）

また、江戸市中にも同趣旨の町触が出され、「町中家持ハ不及申、借屋・店かり・裏々召仕等迄不洩様申聞」せるようにと布令している。

このように明和五年には廻村伝法体制は整えられたのであるが、管見するところでは、九月までに駿河国富士郡今泉村八右衛門、下野国佐野郡小曾戸村又八、相模国高座郡新戸村庄兵衛の製糖希望者が出ただけで、当初に目論見した希望者数に程遠い情況であったことや、伝法に際しての謝礼金は幸豊の徳用に当てるもので、伝法は「畢竟為渡世売菓杯之法ヲ弘メ候」ものであると誤解された風評が江戸市中に流布したことが重なったためか、結局この年の廻村伝法は中止せざるを得なかった。

ところで、この廻村伝法とは御用違いであったが、同年四月、幸豊は高松藩主松平讃岐守頼恭の要望により江戸藩邸において藩士吉原半蔵に製糖法の伝授を行っている。「和製砂糖一件御用相勤来候由緒書」によると、「明和五子年四月中、和製砂糖伝法之義、松平讃岐守様達而御所望ニ而、永御出入ニも被仰付候間、右ニ付御近習吉原半蔵殿江委細伝法仕候、右製法之砂糖追々手広ニ出来、民用ニも相成、他領江御差出被成候節者御掛合之上差図ヲ請御売捌可被成旨、御同役倉知弥次郎殿并御用人矢野源右衛門殿御加印之一札、於御殿ニ堀多仲殿御立合ニ而御渡シ被成、其後為御挨拶と白銀三枚被下置候事、但、此巻ケ条ハ御用筋ニハ無之候得共、四国辺江伝法最初之儀ニ付、一ト通相認申置候儀ニ御座候」と記されている。この記録は吉原半蔵が提出した次のような「砂糖伝授法ニ付差出一札」によって裏付けられる。

（前欠）

其元儀、従前々御入魂ニ致候ニ付、砂糖製之儀承申度存候処、伝法之儀者難言成由ニ而、甘蔗取扱之始末物語り、其上合菓色色申請度存候、然ル上者此已後自身工夫を以製法致覚白黒砂糖出来候共、其元御物語を以工夫成就可致儀ニ付、御伝授有之候同様ニ相心得可申

候

右御物語之次第一子之外他言致間舖候、但拙者手伝之者老人御物語之趣為申聞置致候ニ付、此者儀一子之外他言致間舖旨之証文取之指遣候、右之外決而他言致間舖候、尤唯今迄且那領地之内ニ而砂糖製法致候者老人も無之候、此已後世他之伝法を以和製砂糖出来候杯と申儀領分ニおゐてハ決而致せ申間舖候

右砂糖出来之上民用ニも相成、且那領知之外江も指出候様ニ罷成候節者其元被掛合候而指図を請可申候、御沙汰不申他領江決而指出申間舖候

右之通少も違乱致間舖候、為後証仍如件

明和五子年四月

吉原半蔵④
証人 倉知弥次郎④

池上太郎左衛門殿御子息

池上太郎右衛門殿

右之通相違無之候、以上

矢野源右衛門④

高松藩では宝暦年間から藩医池田玄丈に命じて製糖法の調査に取り組んでいたがその成果をあげるまでに至らなかった。そこへ明和五年三月、幸豊が幕府直轄領への廻村伝法を許可されたことを知った藩主が「達而御所望」し吉原

和製砂糖開産史の研究（仙石）

半蔵を遣わし製糖法の伝授を受けさせることになった。このとき幸豊の行った伝法の仕方は甘蔗の取り扱いや製糖の仕方に関する理論伝授であったので、吉原半蔵は「甘蔗取扱方之始末御物語」と製造の際に用いる「合薬」を頂戴できれば、自分で製糖の工夫を行いたいとしている。自ら伝授された内容は一子の外は他言せず、「手伝之者老人」についても同様の証文を提出させる。また、将来和製砂糖ができたときにはこれは幸豊の伝法によるものであることを周知させ、さらに砂糖が民用になる程製造し、他国へも販売するときには幸豊と相談のうえ行うことを誓約している。

その後、高松藩では藩主導による製糖法の開発をすすめ、天明七年（一七八七）には、池田玄丈の門弟向山周慶が前年に上方で幸豊に伝授されたと推測される製糖法をもとに小規模な砂糖の試製に成功し、さらに寛政元年（一七八九）冬に製造した砂糖を藩に献上するに及んで、同藩では翌年に周慶に達書を与え、藩内への製糖法伝法を命じている。以来、高松藩の和製砂糖製造は急速に進み、寛政六年には讃岐の黒砂糖として大坂に出荷され、享和元年（一八〇一）にはすでに米・綿・雑穀・塩とともに砂糖は藩営事業の主要な国産品として江戸・大坂への販売品の対象になっていた。

このように高松藩における和製砂糖の成業化の背景に幸豊の協力があつたことを考えると、後述の三回にわたる廻村伝法や自宅における伝法によって和製砂糖の開産・普及に果たした役割の重要性をおしはかることができる。

さて、明和五年の廻村伝法の中止以後、幸豊は翌年から自宅においても製糖法の伝法を始めた。

池上家文書「糖製伝法人」の記録によれば、明和六年一月に駿河国富士郡今泉村八右衛門以下六名が記されている。内訳は江戸一名、甲斐三名、駿河二名である。さらに明和七年には武蔵二名、陸奥一名、明和八年には武蔵一名、下野一名、安永二年には越後一名とるように伝法している。これらの伝法人数は、幸豊が当初計画したよりも極めて希望者が少なかったため、現地に廻村せず、自宅において伝法を行ったものであろう。

ところが、明和九年になると、武蔵・下総・下野・常陸の幕府直轄領・私領の村々から伝法希望者が出てきたため、同年二月再びこれらの村々への廻村伝法願を提出し、安永三年（一七七四）二月勘定所の許可を得て、二月二七日から三月二七日まで廻村し、下総五名、常陸一名、下野四名、武蔵二名の合計一二名に伝法した。また、旅中に持参した甘蔗苗が根枯れしたため帰村後改めて種苗を送り伝

法を約束した者が一〇名（下総・常陸各五名）もいた。

これが幸豊による第一回目の廻村伝法であったが、その成果については「銚子表・常陸杯ハ相応ニ出来仕、江戸表へも差出候」と報告されているので一応所期の目的を果たし得たのであろう。ただし、このときの伝法は甘蔗の栽培に重点が置かれていたと考えられる。

その後、幸豊は安永四年四名（江戸一名、下総一名、下野二名）、同五年五名（武蔵一名、上野二名、出羽一名、陸奥一名）、同七年二名（武蔵・信濃各一名）、同八年武蔵二名、天明三年二名（江戸・下野各一名）、同六年江戸一名と、安永四年から天明六年までに一六名に自宅伝法を行っている。

そこでこのように伝法希望者の増加を見込めるようになったことや、安永三年の廻村伝法の経験もあって、幸豊は安永七年一月東海道筋・畿内・中国筋への廻村伝法願を出している。しかし、この願いはすぐに実現せず、天明六年二月に改めて提出した廻村伝法願が四月に勘定所に許可され、第二回目の廻村伝法が実現することになった。

この廻村は四月一三日に大師河原村を出立し八月五日に帰村しているが、廻村中の伝法人数は七七名（駿河四名、遠江二名、大坂二名、京三名、山城五三人、近江八名、美

濃三名、信濃一名、甲斐一名）である。この内とくに山城国には伝法希望者が集中している。幸豊自身はこれらへの伝法を行うかたわら、勘定所から内命されていた甘蔗植付地の見立てを積極的に行っている。ちなみに山城国で伝法を受けた者の階層は五三名中四九名が庄屋、四名が年寄である。他国の者も同様の階層である。これらのことから推察すれば、幕府は甘蔗を新たな商品作物として育成し、あわせて山城国を中心にした畿内及びその周辺に製糖業の振興をはかろうとしたものであろう。

また、池上家文書「和製砂糖諸用留 拾」の天明六年一〇月の記載に「上方ニ而伝法人大勢有し、大意一冊板行」したとある。ここに記された「大意」とは『砂糖伝法大意』という幸豊の刊行した製糖手引書である。この書物は、廻村伝法の際に、製糖伝法用の甘蔗は持参したが、植付け用は帰村後大師河原村より送付することになっていたので、大勢の伝法人に製糖法修得を促すために配布したものである。この本の内容は、重要な部分は「口伝」と記されており、これをもとに甘蔗栽培・砂糖製造を試みてうまくいくとは思えない内容であるが、初めての基本的な手引書ともいべきものであり、幸豊の直接的な伝法とあわせて利用されたのではあるまいか。

さて、二回目の廻村伝法後、幸豊は天明七年に駿河二名、下野一名に自宅伝法を行ったが、天明八年には駿河国富士郡周辺から伝法希望がいたことや、すでに伝法を受けていた者から甘蔗増殖仕法の伝法依頼があり、さらに幸豊自身この地での「植付置候場所見届、当年製法可仕分と来春之苗ニ可仕との分量も見計、作立方之指図等仕度」との理由で、第三回目の廻村伝法願を勘定所に提出している。勘定所では前回の廻村伝法の事後処理が滞っていることを理由に廻村には難色を示していたが、甘蔗植付方の担当が幸豊の師成島道筑の子忠八郎と忠八郎の養子仙蔵になったこともあって、五月に願いは許可され、同月晦日に大師河原村を出立し、駿河で七名、相模で二名、甲斐で一名、合計一〇名に伝法を行い、七月一日に帰村している。

ちなみに、この廻村の目的の一つであった作立て状況の調査では、富士郡今泉村長右衛門の場合は、明和六年に父八右衛門がすでに伝法を受けて甘蔗栽培を継続していたので、同郡五ヶ村に七四四〇本の芽立ちがあり、当冬の製糖用に六四四〇本、来春の種苗に一〇〇〇本を当てる程になっていた。また、天明六年に自宅伝法を受けていた今泉村唯七は一四〇本、同郡島並村幸右衛門・要次郎は三七〇本、駿東郡伏見村屋喜左衛門は九七〇本、さらに天明七

年に甘蔗苗を分与された今泉村惣右衛門は四九〇本、同郡鳥見塚村市郎右衛門・与兵衛兩人分は二八〇本に増殖していた。幸豊が伝法した駿河国では天明八年には九六九〇本の甘蔗を生育するまでになっていた。このように駿河国は富士郡今泉村を中心に甘蔗栽培が順調に行われ、幸豊の伝法成果が最もあがった地域であった。

さて、幸豊は三回目の廻村伝法後は専ら自宅伝法のみ行ったが、寛政元年から同一〇年に没するまで二三名（武蔵四名、相模一名、伊豆二名、常陸三名、三河一名、紀伊一名、丹波二名、陸奥二名、肥前二名、土佐一名、国名不明四名）に伝法している。

この中には享保年間から和製砂糖の開産を模索していた土佐藩の製糖業を再興した馬詰権之助親音がいた。

池上家文書「和製砂糖一件御用相勤来候山緒書」に（天明）同九酉年正月申中、松平土佐守様・肥前島原松平主殿頭様より砂糖製伝之儀御願ニ付、御家来中江伝法可致旨、右御用掛り成島忠八郎様より御達シニ付、夫々取締証文受取之伝授仕候」と記されている松平土佐守の家来とは馬詰親音である。この伝法については「馬詰親音日記」の寛政元年二月二九日の条に「御暇奉願御馬拜借仕、川崎池上太郎左衛門方へ罷越、尤太郎左衛門数代浪人ニ而砂糖製候事仕覚候ニ

付、去年天下へ右之製法弘め候様被仰付、依之右弟子ニ相成候唱ニ而罷越候、砂糖之伝法口授等承之、為謝礼金二百疋遣之、右謝礼之儀も上より御詫被仰出候而有之也」と記されており、藩命により幸豊から伝法を受けたこと明らかである。⁽¹³⁾

また、幸豊は寛政二年八月から来春まで江川太郎左衛門代官所支配の八丈島の久五郎を製糖見習人として受け入れている。

そのとき江川代官所から幸豊に宛てられた達書は次のとおりである。

江川太郎左衛門代官所

伊豆国附八丈島

百姓 久五郎

右者此度甘蔗植附砂糖製法之儀、伊奈右近将監支配所武州池上新田池上太郎左衛門方江當時より来春迄罷越為見習、往々島方之もの江申教候ハ、島方渡世之筋ニも可相成趣を以、久五郎逗留中御扶持方被下置、植附製法為見習申度段申立被相伺候ニ付、右之段本弾正大粥殿江申上候処、伺之通申渡、久五郎逗留中考人扶持被下候段是又可申渡旨仰渡候、尤池上太郎左衛門江も右砂糖等伝授可致旨申渡候様右近将

監江相違置候間、得其意出精いたし伝授可請旨久五郎江可被申渡候

右之通於御勘定所被仰渡候間、右久五郎差遣条、甘蔗植附砂糖製法之儀見習伝授請候様心を添教為習候様可致候、以上

戊八月廿一日

江川太郎左衛門

役 所^⑨

池上新田

池上太郎左衛門

江川代官所が支配地の八丈島に甘蔗を植付け製糖業を興すため勘定所の許可を得て幸豊のもとに久五郎を製糖見習人として遣わした事例である。

一方、前述の「糖製伝法人」に含まれていないが、幕府役人に対しても伝法している。

「和製砂糖一件御用相勤来候由緒書」によると、「寛政」

二戊年二月、吹上御奉行明筆鉄之亟様御支配筆頭役木村又^喜助様、役人目付坂田伝兵衛殿、御掃除之もの小右衛門殿、

忠藏殿、小普請方之もの嘉左衛門殿、半六殿、右六人之衆

江吹上甘蔗御試之製法掛り被仰付候間、製法伝授可致旨御

小納戸御頭取森川甲斐守様村上志摩守様御立合ニ而被仰渡

候ニ付、伝法可仕旨成島仙藏様より被仰度伝法仕候事」と

和製砂糖開産史の研究(仙石)

あり、「吹上甘蔗御試之製法掛」に新任した役人に伝法を命じられている。ここに出てくる木村又助(喜之)は同年一二月幕命により紀州へ製糖法普及のため派遣されたが、その際にも幸豊のもとに立ち寄り製糖法について伝法を乞うている。しかし、このときは製糖を終えていたため、前年に製造した白砂糖・紅砂糖二品と前述の八丈島の久五郎が製造した白砂糖を見せ、さらに製法の次第を書付にして与えている。木村又助は幸豊からの伝法と紀州での経験をもとに寛政九年「砂糖製作記」という製糖技術書を刊行しているが、このような尽力で紀州では寛政一二年に「砂糖方」が設置され和製砂糖の成業化がすすめられることになった。

以上述べてきたように、明和三年から本格的な和製砂糖の開産と普及に取り組んできた幸豊は寛政一〇年に没するまでに二〇余カ国の一五二名に伝法し、その後寛政期から化政期にかけて盛業化する高松藩・土佐藩・紀州藩などの製糖業の成立に対して、その萌芽期に大きな影響を与えたのである。

三 結びにかえて

わが国における和製砂糖の開産は、長崎貿易による正貨

の海外流失抑制策として国産化の必要性が唱えられ、これが享保改革期に殖産興業策の一環として取り組まれるようになった。

この事業は幕府の主導ではじまったが、財政経済上の事情もあってその実質的な開産と普及は在野に委ねなければならなかった。

かかる中で、成島道筑に師事し、新田開発を行い殖産興業に意欲的であった池上幸豊が田村元雄の推薦によって甘蔗栽培と製糖法の普及に取り組むようになって以来、田沼意次の後援もあって、幕府のおしすすめる和製砂糖の開産と普及を実質的に担う地位を得たのである。

幸豊が和製砂糖の開産と普及への取り組みをはじめた根底には、当初、甘蔗は新田の作付け作物として有利であり、商品作物として認識し、栽培を広めるならば農民の渡世の扶助になり、これが全国的に普及し製糖業が成立したあかつきには収益の一部を新田開発の助成にあてようとする構想があった。

そこで幸豊は甘蔗の増殖と製糖技術の伝法にあたっては、幕府から必要最小限度の経費を支給されるだけで、殆んど自費で行っている。

一方、幸豊が和製砂糖の開産・普及を果たすため抱いて

いた構想は、(一)甘蔗植付地の拡大と甘蔗増殖を第一に考え、(二)製糖人口の育成と拡大をはかるための製糖人の組織化と道具・肥料などの購入資金の貸付け仕法、(三)製造された和製砂糖の流通統轄機関としての砂糖座の設立、であった。

(一)と(三)の構想は財政経済上の事情や輸入砂糖の流通を担っていた薬種問屋との関係もあって、幸豊の再三にわたる出願にもかかわらず実現しなかったが、幸豊は和製砂糖業の確立について、技術的な伝法のみにかかわらず経営上の立場からも計画を立案し、幕府にはたらしかかけているのである。

このような幸豊の和製砂糖の開産と普及に対する取り組みは、やがて寛政期以降各地に甘蔗の栽培が盛んになり、製糖業が成立して和製砂糖が輸入を凌駕するまでに発展させるようになった基盤を築くのに大きな役割を果たしたのである。

註

(一) わが国における砂糖についての記録は、天平勝宝八年(七五八)、光明皇后が聖武天皇の遺品などを東大寺に施入した際記録された東大寺献物帳中の「奉盧舎那仏種々菓帳」に、六〇種に及ぶ菓種のひとつとして「蔗糖 二斤十二兩三

分并梳」と記されているのが、現在知られる初めての記録例である。

(2) 古代からの甘味料としては、蜜・飴・甘葛煎がある。とくに甘葛煎は「延喜式」に伊賀国をはじめ二一カ国の貢進国名が記されており、藤原行成の「権記」の長保二年(一〇〇〇)正月七日の条に、「秋田城立用不動可作官府、付甘葛煎使、送出羽守義理朝臣許」とあり、朝廷から甘葛煎使を派遣されたようであり、貢納物としての重要性をうかがわせるものである。

中世における砂糖の利用例としては、京都の神官鈴鹿家の「鈴鹿家記」応永元年(一三九四)の二月二十九日の条に、「若狭商人ヨリ御歳暮ニ白砂糖三十斤上ル」とあり、御歳暮の贈物に砂糖が用いられている。また、『鹿苑目録』にも明応八年(一四九九)三月一九日に茶屋三郎太郎より砂糖一桶が贈られた記事を初出とし、砂糖の贈答が頻雑に行われていたことが記されており、『信長記』にも土佐国長曾我部氏より信長に三千斤の砂糖が贈られている。これらの例は砂糖の普及を物語るものである。さらに、応永年間に成立したといわれる『庭訓往来』や、『陸源軒目録』の長禄三年(一四五九)の記事に砂糖羊羹を点心に用いていたとあり、また、大永年間(一五二一〜二七)成立の『七十一番歌合』には、市中で砂糖饅頭を売る人の図が描かれていて、砂糖の利用が一般庶民の食生活にまで普及してきたことをうかがわせている。

和製砂糖開産史の研究(仙石)

(3) 岩生成一「江戸時代の砂糖貿易について」(日本学士院紀要「第三巻一号」)

(4) 島正三監修『元禄本 農業全書』。

(5) 栗田元次『新井白石の文治政治』所収。

(6) 山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』。

(7) 中道等編『川崎市史 産業編』所収。

(8) 『徳川実紀』第九編(吉川弘文館)。

(9) 池上家文書「砂糖伝法人」(川崎市民ミュージアム所蔵)に初めて記されている。

(10) 池上幸豊の和製砂糖開産と普及に関する研究は、中道等編『川崎市史 産業編』、同著『従五位池上幸豊小伝』、樋口弘『日本糖業史』、渡辺光重「近世糖業と池上太郎左衛門幸豊」(『経済史研究』第一六巻一号所収)、拙稿「池上幸豊と和製砂糖について」(『法政史論』第四号所収)、同「池上幸豊の製糖経営構想について」(『法政史論』第七号所収)、同「池上幸豊と和製砂糖の拡布について」(村上直先生還暦記念『日本地域史研究』所収)、四国民家博物館研究所編「讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋八調査報告書」がある。

(11) 『徳川実紀』第九編。

(12) 池上家文書(川崎市民ミュージアム所蔵)。なお、以下においてとくにことわりのない史料は池上家文書による。

(13) 平尾道雄『土佐藩工業経済史』所収。